

第2章 水防組織

第1節 水防団の設置

法第5条の規定による水防団は設置せず、原則として消防職員、消防団員（以下「消防機関」という。）および市職員において本市水防業務を行うものとする。

第2節 水防機構

滋賀県水防本部から水防活動の指令のあったとき、または水防管理者が水防活動の必要を認めるときは、市に水防本部を設置し、次の水防機構に移り、水防本部の事務分掌に定める水防活動に従事するものとする。ただし、彦根市災害対策本部が開設された場合は、その組織に編入するものとする。

1 水防機構

部	本 部 員				その他の職員	
	部 長	本部付き 本部員	班	班 長		
市長直轄部			危機管理班 秘書班	危機管理課長 秘書課長	危機管理課に所属する職員 秘書課に所属する職員	
企画振興部	企画振興部長		企画班 まちづくり推進班 情報政策班 広報戦略班 人権政策班 人権・福祉交流会館班	企画課長 まちづくり推進課長 情報政策課長 広報戦略課長 人権政策課長 人権・福祉交流会館長	企画課に所属する職員 まちづくり推進課に所属する職員 情報政策課に所属する職員 広報戦略課に所属する職員 人権政策課に所属する職員 人権・福祉交流会館に所属する職員	
スポーツ部	スポーツ部長		スポーツ振興班 国スポ・障スポ総務班 国スポ・障スポ競技班	スポーツ振興課長 国スポ・障スポ総務課長 国スポ・障スポ競技課長	スポーツ振興課に所属する職員 国スポ・障スポ総務課に所属する職員 国スポ・障スポ競技課に所属する職員	
総務部	総務部長	議会事務局 局長および会計管理者	総務班 公有財産管理班 財政班 税務班 債権管理班 契約監理班 議会班 出納・監査班	総務課長 公有財産管理課長 財政課長 税務課長 債権管理課長 契約監理室次長 議会事務局次長 出納室長	総務課および選挙管理委員会事務局に所属する職員 公有財産管理課に所属する職員 財政課に所属する職員 税務課に所属する職員 債権管理課に所属する職員 契約監理室に所属する職員 議会事務局に所属する職員 出納室および監査委員事務局に所属する職員	
人事部	人事部長		人事班 働き方・業務改革推進班	人事課長 働き方・業務改革推進課長	人事課に所属する職員 働き方・業務改革推進課に所属する職員	
市民環境部	市民環境部長		生活環境班 ライフサービス班 保険年金班 清掃センター班	生活環境課長 ライフサービス課長 保険年金課長 清掃センター副所長	生活環境課に所属する職員 ライフサービス課に所属する職員 保険年金課に所属する職員 清掃センターに所属する職員	
福祉保健部	福祉保健部長		社会福祉班 高齢福祉推進班 障害福祉班 健康推進班	社会福祉課長 高齢福祉推進課長 障害福祉課長 健康推進課長	社会福祉課に所属する職員 高齢福祉推進課に所属する職員 障害福祉課、障害者福祉センターに所属する職員 健康推進課に所属する職員	
子ども未来部	子ども未来部長		子ども・若者班 子育て支援班 幼児班 発達支援センター班 幼稚園保育所班	子ども・若者課長 子育て支援課長 幼児課長 発達支援センター所長 幼稚園長、保育所長、認定こども園長	子ども・若者課に所属する職員 子育て支援課に所属する職員 幼児課に所属する職員 発達支援センターに所属する職員 幼稚園、保育所、認定こども園に所属する職員	
観光文化戦略部	観光文化戦略部長		観光交流班 エンタテインメント班 文化財班 文化振興班	観光交流課長 エンタテインメント課長 文化財課長 文化振興課長	観光交流課に所属する職員 エンタテインメント課に所属する職員 文化財課に所属する職員 文化振興課に所属する職員	
産業部	産業部長		農林水産班 地域経済振興班 農業委員会班	農林水産課長 地域経済振興課長 農業委員会事務局長	農林水産課および農村環境改善センターに所属する職員 地域経済振興課に所属する職員 農業委員会事務局に所属する職員	
建設部	建設部長		建設管理班 道路河川班 市街地整備班 建築班	建設管理課長 道路河川課長 市街地整備課長 建築課長	建設管理課に所属する職員 道路河川課に所属する職員 市街地整備課に所属する職員 建築課に所属する職員	
都市政策部	都市政策部長		都市計画班 建築指導班 交通政策班 住宅班	都市計画課長 建築指導課長 交通政策課長 住宅課長	都市計画課に所属する職員 建築指導課に所属する職員 交通政策課に所属する職員 住宅課に所属する職員	
上下水道部	上下水道部長		上下水道総務班 上下水道業務班 下水道建設班 上水道工務班	上下水道総務課長 上下水道業務課長 下水道建設課長 上水道工務課長	上下水道総務課に所属する職員 上下水道業務課に所属する職員 下水道建設課に所属する職員 上水道工務課に所属する職員	
教育部	教育部長		教育総務班 学校教育班 学校支援・人権・いじめ対策班 生涯学習班 学校 ICT 推進班 彦根城博物館班 図書館班	教育総務課長 学校教育課長 学校支援・人権・いじめ対策課長 生涯学習課長 学校 ICT 推進課長 彦根城博物館長 図書館長	教育総務課に所属する職員 学校教育課に所属する職員 学校支援・人権・いじめ対策課に所属する職員 生涯学習課および地区公民館に所属する職員 学校 ICT 推進課に所属する職員 学校給食センターに所属する職員 彦根城博物館に所属する職員 図書館に所属する職員	
消防部	消防長		消防総務班 予防班 警防班 通信指令班 消防署班	消防総務課長 予防課長 警防課長 通信指令課長 消防署長	消防本部および消防署に所属する職員	
		消防団長 (大隊長)	本部班 第1中隊班 第2中隊班 第3中隊班	大隊副長・大隊本部付き 第1中隊長 第2中隊長 第3中隊長	本部付き分団長、本部員(サンフラワーズ) 第1中隊副中隊長、第1・3・4・5・11各分団員 第2中隊副中隊長、第6・7・8・12・14各分団員 第3中隊副中隊長、第2・9・10・13・15各分団員	
病院部	病院長	事務局長	病院事務局班	編成の都度任命	市立病院に所属する職員	

危機管理監
 副本部長（副本長）・本部長付（教育長、病院事業管理者）
 本部長（水防管理者） 市長

2 水防本部の事務分掌

部	班	事務分掌
本部		<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般庶務に関する事項 ○ 水防関係機関との連絡に関する事項 ○ 各種命令下達に関する事項 ○ 水防記録に関する事項 ○ 各種報告に関する事項 ○ 警察官の出動要請に関する事項 ○ 応援要請に関する事項 ○ 各種被害状況調査に関する事項 ○ 各種情報の収集に関する事項
建設部	部内各班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防現場活動の指導に関する事項 ○ 水防工法の活用に関する事項 ○ 水防資材の配置調達に関する事項 ○ 増水状況の調査に関する事項 ○ 各種資材の輸送に関する事項 ○ 水防施設に関する事項 ○ 車両の調達・徴用の費用に関する事項 ○ 交通規制および統制等に関する事項
消防部		<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の警戒連絡情報に関する事項 ○ 水防要員の配置に関する事項 ○ 水防活動（作業）に関する事項 ○ 避難民の救出に関する事項 ○ 資材供出避難退去出動命令に関する事項 ○ 応援要請資材配置および各種情報に関する事項

※その他の業務は、地域防災計画の災害時の事務分掌による。

3 消防団組織について

消防団は、市内の河川等で水防を必要とするところを警戒防御するものとする。その組織は、彦根市消防団規則（昭和25年彦根市規則第9号）別表第1および別表第2のとおりとする。

第3章 重要水防区域等

第1節 重要水防区域等

重要水防区域等は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。重要水防区域ならびに重要な橋りょう、水門および樋門、ダムは、参考資料1のとおりとする。

第4章 予報及び警報等

第1節 気象に関する情報の種類

水防活動の利用に適合する気象に関する情報の種類は、次のとおりである。

1 気象に関する情報の種類

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
気象予警報および気象情報	気象庁（彦根地方气象台）	気象業務法
指定河川洪水予報	滋賀県 気象庁（彦根地方气象台）	水防法 気象業務法
水防警報	滋賀県	水防法

第2節 警報・注意報等発表基準

注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

1 警報・注意報発表基準一覧

発表官署：彦根地方气象台（令和5年6月8日現在）

彦根市	府県予報区		滋賀県		
	一次細分区域		北部		
	市町村等をまとめた地域		湖東		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	109	
	洪水		流域雨量指数基準	愛知川流域=37.1、宇曾川流域=15.6、芹川流域=17.4、犬上川流域=23.0、野瀬川流域=3.4	
			複合基準※1	—	
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖(琵琶湖)	
	暴風	平均風速	琵琶湖	20m/s	
			琵琶湖を除く地域	20m/s	
	暴風雪	平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う	
			琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 35cm	
			山地	12時間降雪の深さ 50cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11		
		土壌雨量指数基準	82		
	洪水	流域雨量指数基準	愛知川流域=29.6、宇曾川流域=12.4、芹川流域=13.9、犬上川流域=18.4、野瀬川流域=2.6		
		複合基準※1	愛知川流域=(9, 12.4)、宇曾川流域=(9, 13.6)、芹川流域=(7, 18.4)、犬上川流域=(5, 2.6)		
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖(琵琶湖)		
	強風	平均風速	琵琶湖	12m/s	
			琵琶湖を除く地域	12m/s	
	風雪	平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う	
			琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 20cm	
山地			12時間降雪の深さ 30cm		
波浪	有義波高				
高潮	潮位				

雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%	
なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24 時間雨量 15mm 以上	
低温	最低気温-5℃以下※2	
霜	4 月以降の晩霜	
着氷		
着雪	24 時間降雪の深さ:30cm 以上 気温:0℃以上	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90mm

※1 (表面雨量指数基準、流域雨量指数基準) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は彦根地方気象台の値。

(注) 1 注意報、警報の発表については、市町ごとの発表基準を用いて判断し、発表する。

2 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

3 注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

(参考)

- 1 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 2 土壌雨量指数：土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。
- 3 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨水、降水短時間予報をもとに、1km 四方の流域ごとに算出する。

2 特別警報発表基準一覧

発表官署：彦根地方気象台（令和 2 年 8 月 24 日現在）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注) 特別警報の発表については、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づき発表される。

2 動員配備基準表

「地域防災計画 動員配備基準表より」

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害 対応	複数の中規 模災害対応	大規模災 害対応
体制	警戒体制	災害警戒本部体制 (事故災害警戒本部体制) (原子力災害警戒本部 体制)	災害対策本部体制		
次の配備基準に達した場合は、市長に具申する。					
配 備 基 準	風 水 雪 害 等	<p>ア 次の警報の1以上が本 市に発表されたとき ①大雨警報(浸水害、土 砂災害) ②暴風警報 ③洪水警報</p> <p>イ 次の注意報等の1以上 が本市に発表され、危機 管理監・危機管理課長・ 道路河川課長・警防課長 が協議し、必要と認め るとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③大雪警報・暴風雪警報</p> <p>ⓑ 土砂災害が発生した とき イ 土砂災害警戒情報が 発表されたとき ウ その他本市において 土砂災害の危険が高い と判断され、危機管理 監・危機管理課長・道路 河川課長・警防課長が協 議し、必要と認めるとき</p> <p>ⓓ 自主避難施設の開設が必 要と見込まれるとき</p>	<p>ア 次の警報の1以上が本 市に発表され、かつ、災害 の発生が大きく予想され るときで、危機管理監・人 事部長・建設部長・消防長 が協議し、必要と認めると き ①大雨警報(浸水害、土砂災 害) ②暴風警報 ③洪水警報 ④大雪警報・暴風雪警報</p> <p>イ 河川水位が避難判断水 位を超え、さらに水位の上 昇が予想されるとき</p>	<p>ア 気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報お よびその他の注意報が発表され、市本部を設置 して、その対策を必要とするとき。</p> <p>イ 気象業務法に基づく大雨・暴風・暴風雪・大 雪特別警報が発表されたとき。</p> <p>ウ 大規模な地震、火災、爆発、水難事故等が発 生し、市本部を設置して、その対策を必要とす るとき。</p> <p>エ その他災害救助法による救助を要する災害が 発生したとき</p>	

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

3 動員配備体制表

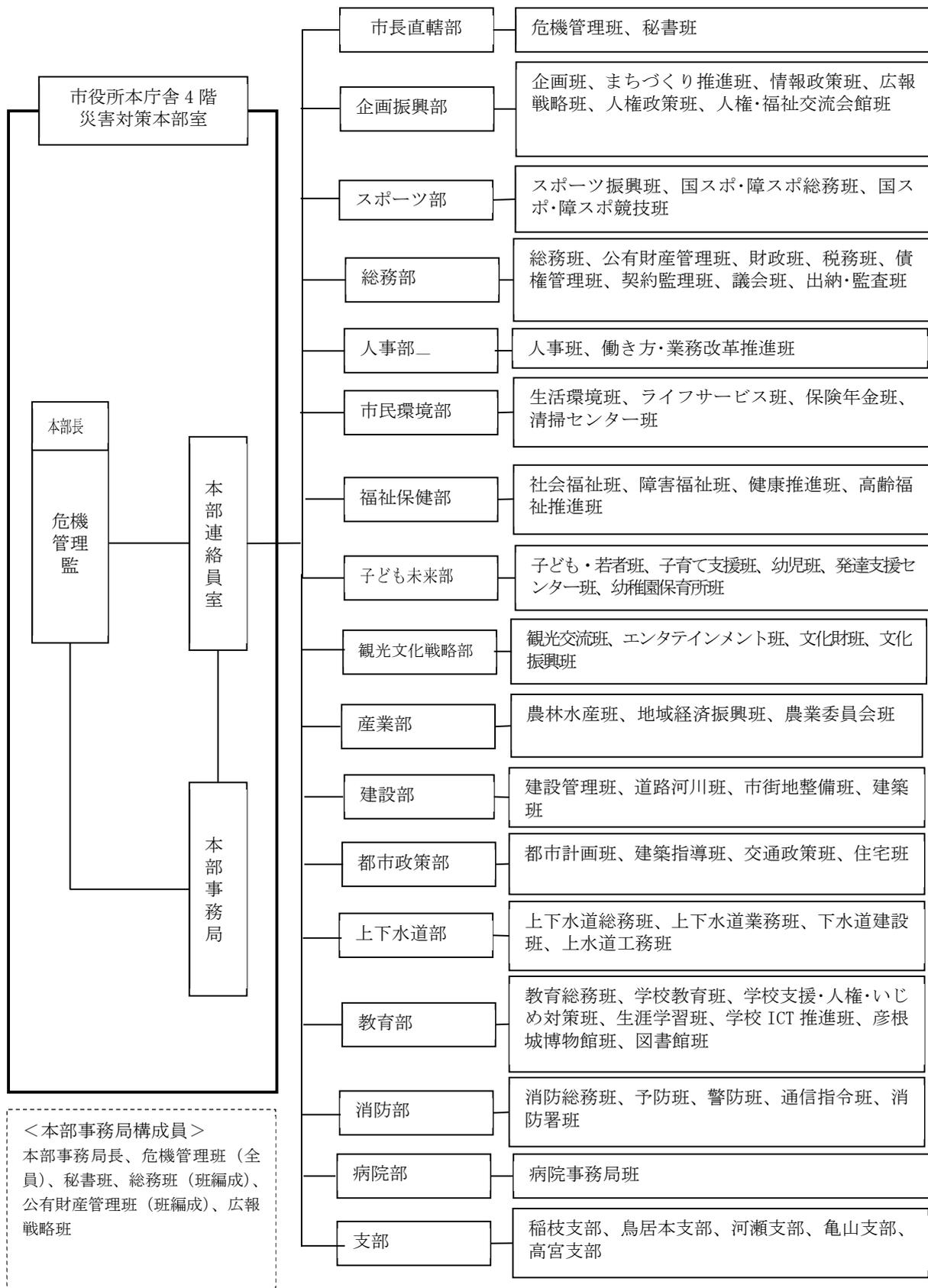
「地域防災計画 動員配備体制表（風水雪害等、地震災害、事故災害）より」

動員	警戒第1号			警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備	
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員	本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員			
事務局	-			本部事務局長、危機管理班（全 員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）、広報戦略 班	本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）			
各所属	-			各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長、各施設長			
	1	2	3					
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）	□危機管理班（全員）			
企画振興部	-	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定され た職員 □秘書班	原則として各所 属2名以上の職員 （課長補佐級以上 の職員を含む） ※3	各所属職員の1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4	全員	
スポーツ部	-	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、 人権・福祉交流会館班				
総務部	-	※1	※2	□スポーツ振興班、国スポ・障スポ総 務班、国スポ・障スポ競技班				
人事部	-	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理班 （班編成）、財政班、税務班、債権 管理班、契約監理班、議会班、出 納・監査班、				
市民環境部	-	※1	※2	□人事部、働き方・業務改革推進班				
福祉保健部	-	※1	※2	□生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班				
子ども未来部	-	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班				
観光文化戦略部	-	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、 幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班				
産業部	-	-	※2	□観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班				
建設部	道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指 定された職員		※2	□農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、				
都市政策部	都市政策部（風水 雪害時）のあらかじ め指定された職員		※2	□建設管理班、道路河川班、市街地 整備班、建築班				
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指 定された職員		-	□都市計画班、建築指導班、交通政 策班、住宅班				
教育部	-	※1	※2	□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班				
消防部	警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指 定された職員		-	□教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習 班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班				
病院部	-	-	-	□支所・出張所 □左記※1 □左記※2	総務班（全員） 公有財産管理班 （全員）	総務班（全員） 公有財産管理班 （全員）	震災時：建設部 （全員）	
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】	□病院事務局班	上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員
				避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）				

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で編成し、災害予防ならびに応急対策活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

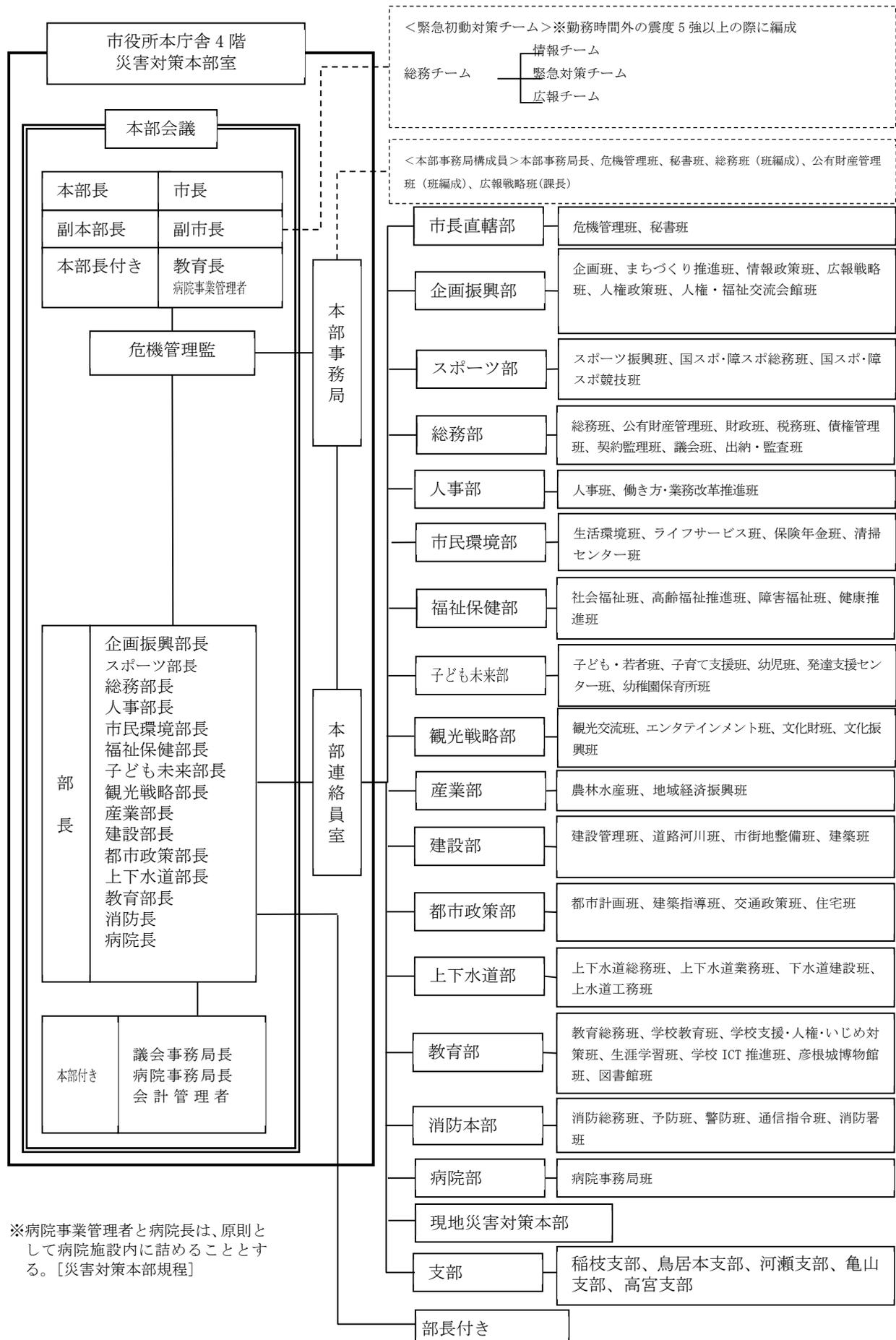
4 災害警戒本部体制図

「地域防災計画（災害警戒本部体制図）より」



5 災害対策本部体制図

「地域防災計画（災害対策本部体制図）より」



※病院事業管理者と病院長は、原則として病院施設内に詰めることとする。[災害対策本部規程]

第2節 消防機関の非常配備と水防配置

1 消防機関に対する水防管理者の非常配備の指令基準

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報河川にあっては、知事からその警戒事項の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして水防法第30条による知事からの指示があった場合

2 事前配備

気象業務法に基づく注意報が発表され出動の必要が予測される場合または大雨もしくは洪水警報が発表された場合には、水防本部設置前においても情報収集、連絡等を主とした事前配備につくものとする。このため消防本部において風水害等警防計画を定めるものとする。

3 出動準備

消防機関は、次の状況の際、出動準備を整える。

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。
- (2) 水防警報（指定）河川にあっては、準備のための警報を受けたとき。
- (3) 洪水予報が発せられたとき。

4 待機

消防機関に属するものは、第1信号*が発せられたときは、速やかに所定の場所に集合し、消防長の指示を待つものとする。

消防長は、水門、樋門、堰堤、ため池等の水防上重要工作物のある箇所への所属部員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部の所属部員を派遣させるものとする。

※第1信号：氾濫注意水位（警戒水位）に達した場合 【第8章第1節水防信号参照】

5 出動

水防管理者は法第17条の規定に基づき、必要と認めるときは消防長に出動を命ずる。出動命令は、おおむね次の状況の際、発するものとする。

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- (2) 水防警報河川にあっては、出動の警報を受けたとき。

※水防担当区域は、第3章第1節に定める重要水防区域および参考資料3に示す担当分団表による。

第3節 消防機関による水防活動

法に基づき出動の必要を認めるときは、水防管理者は、洪水等の危険が解除されるまで消防長に消防機関を招集させ、水防警戒および水防活動を実施させるものとする。

1 状況による活動区分

- (1) 状況が特に緊迫しないとき。

要員は、出張停止し、勤務時間中は、各部署に待機する。

- (2) 状況が緊迫したとき。

水防管理者は、状況の判断に基づき要員の全部または一部を執務時間後も服務させ、水防の任に当たらせるものとする。

2 水防巡視

- (1) 平時の監視

ア 水防管理者は、あらかじめ延長2kmごとに2人の基準で巡視員を定めておき、堤防その他の巡視に当たらせ、その状況熟知に努めなければならない。

イ 水防巡視責任者は、絶えず水位の状況を監視し、必要と認めたときは、遅滞なくそれぞれの長に報告するものとする。

(2) 非常時の監視

ア 消防長は、水防管理者から水防警戒の指示を受けたときは、消防団長に命じて、各担当中隊長を通じ関係分団長に水防巡視責任者を定めさせ、警戒に当たらせるものとする。

イ 消防団分団長は、延長 500m ないし 1,000m ごとに監視員 1 人、連絡員 2 人の基準で監視するものとする。

ウ 消防団分団長は、水防警戒を指示された場合は、直ちに必要な処置を講じ、その状況を水防本部に報告するものとする。

3 水位の通報

(1) 消防団長は、各担当中隊長を通じ各担当分団長に、水位区域内の量水位監視者を選定させ、水位の報告を任ずるものとする。

(2) 各担当分団長および量水位監視者は、気象状況の通知を受けたとき、また出水のおそれを察知したときは、随時水位の変動を監視し、通報水位に達したときから通報水位に下がるまで 1 時間ごとに水防本部に水位を報告（様式 1（水位観測集計表）を使用）するものとする。ただし、次に掲げる場合は、その都度報告するものとする。

ア 量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

イ 最高水位に達したとき。

ウ 氾濫注意水位（警戒水位）より下がったとき。

なお、氾濫注意水位（警戒水位）に達してから減水するまでは、30 分ごととする。

(3) 速報は、有線および無線電話により、次の事項を報告するものとする。

〇〇時〇〇分 観測所〇〇 水位〇〇メートル〇〇

最高水位 〇〇時〇〇分、〇〇メートル 増水・減水の傾向

4 水門の操作

(1) 消防団長は、各担当中隊長を通じ、各担当分団長に水防警戒の必要がある場合は、担当区域内の堰堤、水門、樋門およびため池の管理者にあらかじめその監視員および連絡員を定めさせるものとする。

(2) 監視員は、常に河川工作物の点検を行い、出水時の操作に支障のないようにする。

(3) 消防団長は、各担当中隊長を通じ、各担当分団長に、水防警戒上必要がある場合は、各河川、水門その他の管理者に門扉の開閉を行わせるものとする。

5 流水その他の措置

消防団長は、各担当中隊長を通じ、各担当分団長に、水防警戒の必要がある場合は、絶えず漂流物に注意し、下流に危険を及ぼすと認めた物件は、責任者に完全に撃留するよう措置しなければならない。

6 決壊、崩壊の通報

消防分団長、量水位監視責任者から堤防、橋りょうその他の施設が決壊、崩壊した旨の報告を受けたときは、水防管理者または消防長は、直ちにその状況を関係者に通報しなければならない。

(1) 通報は次のとおりとする。

河川名、湖岸名、状況、延長

(2) 猶予すれば危険に陥る状況を察知したときは、付近住民に連絡し、必要な処置を講じるとともに被害が拡大しないように努めなければならない。

参考資料1（重要水防区域等）

(1) 水防区域

番号	河川名	右岸 左岸	管理 水防団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施設	対策水防 工法
				区域	延長m	区域	延長m	区域	延長m			
122	愛知川	右岸	彦根市 愛荘町	愛知川河口より 上流 愛荘町境界まで 8,450m	8,450	同左	8,450	同左	8,450	河積狭小 水衡部	人家 5,500 戸 田 129.5ha 道路 2,000m	木流し工 積土俵工
123	不飲川	右岸 左岸	彦根市 愛荘町	県道彦根近江八 幡線より県道大 津能登川長浜線 まで両岸 4,100m	8,200							
124	文録川	右岸 左岸	彦根市	つぶり橋から上 流額戸川合流部 今川新橋まで 右岸 150m つぶり橋から上 流へ左岸 250m 市道大藪金田線 金田橋より上下 流 両岸 50m 広域農道より上 流県道稲枝沢線 まで両岸 3,750 m	500 7,500	つぶり橋から上 流額戸川合流部 今川新橋まで 右岸 150m つぶり橋から上 流へ 左岸 250m 市道大藪金田線 金田橋より上下 流 両岸 50m JR 琵琶湖線より 400m 下流地点 から県道稲枝沢 線まで両岸 600m	1,700		河積狭小	人家 5 戸 県道・市道		
125	宇曾川	右岸 左岸	彦根市 愛荘町 豊郷町 東近江市	県道彦根近江八 幡線（港橋）より 上流愛荘町界ま で左岸 7,600m豊 郷町境界まで右 岸 7,000m	14,600	港橋から J R 琵 琶湖線下流 右岸 5,000m 港橋から上流 左岸 2,000m	7,000					
135	犬上川	左岸 右岸	彦根市 多賀町 甲良町	河口から上流 甲良町（多賀 町）境まで 両岸 6,400m	12,800	同左	12,800	琵琶湖より上流 宇尾大橋まで 左岸 2,450m 今橋より上下流 へ 両岸 100m 犬上橋より上下 流へ 両岸 100m 千鳥橋より下流 左岸 700m 河口より上流 彦根市清掃セン ター付近まで 右岸 1,800 m 春日大橋より下 流 右岸 300 m 高宮橋より上流 右岸 500m	6,150	護岸老朽 河積狭小	人家 9000 戸 田 190ha 道路 8,000m	木流し工
136	安食川	左岸 右岸	彦根市	琵琶湖から 国道 8 号線まで 両岸 6,200m	12,400	県道神郷・彦根線 から国道 8 号ま で(安食中町) 両岸 600m	1,200	県道神郷・彦根 線から上流へ 両岸 400m	800	河積狭小	人家 30 戸	
137	太田川	左岸 右岸	彦根市 多賀町	犬上川合流点か ら高宮町市道ま で 両岸 2,530m	5,060							
141	平田川	左岸 右岸	彦根市	河口より県道彦 根環状線まで 両岸 5,200m	10,400	彦根市平田町よ り JR 琵琶湖線 上流 100m の地点 まで 両岸 1,500m 彦根市東沼波町 堀ノ下公園より 下流へ 両岸 50m 県道彦根環状線 より下流 100m 上 流 50m 両岸 150m	3,400	彦根市平田町よ り県道神郷・彦 根 線平田橋まで 両岸 700m	1,400			
142	芹川	左岸 右岸	彦根市 多賀町	河口より多賀町 境界まで 両岸 5,800m	11,600	琵琶湖より東海 道新幹線まで 左岸 4,700m 琵琶湖より上流 右岸 5,200m	9,900	琵琶湖より上流 右岸 400m 中藪橋より上下 流へ 両岸 100m 池州橋より下流 右岸 150m	2,750	河積狭小 護岸老朽	人家 21300 戸	

番号	河川名	右岸 左岸	管理 水防団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施設	対策水防 工法
				区域	延長m	区域	延長m	区域	延長m			
								琵琶湖から上流 1,500m 地点より 1,600m 地点 左岸 100m 後三条橋より上 下流へ両岸 100m 芹橋より上下流 へ 両岸 100m 中藪橋より上下 流へ 両岸 100m 西沼波橋下流 100m 地点より国 道 8 号まで 左岸 500m 西沼波橋より上 下流へ 右岸 100m 国道 8 号より下 流へ 右岸 200m 大堀橋より上流 へ 両岸 200m 東海道新幹線よ り下流へ 右岸 100m				
145	矢倉川	左岸 右岸	彦根市	米原市境より高 橋(寒谷川)合流 部まで 両岸 3,250m	6,500	米原市境より名 神高速道路まで 左岸 2,150m	2,150	国道 8 号から名 神高速道路まで 左岸 1,100m 名神高速道路か ら上流へ 両岸 50m 井堰橋より上流 両岸 50m	1,300	水衝部 河積狭小	人家 110 戸 田 55ha 道路 1,000m	積土俵工 継ぎ錠張工
146	小野川	左岸 右岸	彦根市	矢倉川合流点上 流 100m より上 流小野町まで 左岸 1,900m 右岸 2,500m	4,400	鳥居本町内町か ら小野町まで 両岸 1,300m	2,600					
147	四の井 川	左岸 右岸	彦根市 甲良町	犬上川合流点よ り上流甲良町境 まで両岸 700m	1,400							
216	野瀬川	左岸 右岸	彦根市	琵琶湖から JR 琵 琶湖線まで 両岸 3,500m	7,000	琵琶湖から県道 大津能登川長浜 線まで 両岸 2,000m	4,000	琵琶湖から上流 1,600m 地点より 1,800m 地点まで 両岸 200m	400	合流部 屈曲部 河積狭小 農業用堰	人家 10 戸	積土のう工
219	額戸川	左岸 右岸	彦根市	文禄川合流部 今川新橋から上 流へ 両岸 50m 広域農道より上 岡部町地先河川 湾曲部まで河川 湾曲部まで 両岸 1,220	100 2,400							
221	江面川	左岸 右岸	彦根市	琵琶湖より上流 両岸 4,450m	8,900							